

第33回中城村農業委員会会議（総会）議事録

1. 招集年月日 平成26年5月23日（金）
2. 招集の場所 中城村役場 多目的会議室
3. 開催日時 平成26年5月23日 14時03分から16時15分

4. 出席委員

- 1番 新垣 秀則（会長）
- 2番 平安名常彦（会長職務代理者）
- 3番 多和田眞吉      5番 新垣 勉
- 6番 新垣 勇      7番 安里 健一
- 8番 比嘉 盛安      9番 外間 博則
- 10番 與那嶺正敏    11番 花城 伸吉

5. 欠席委員

- 4番 新垣 直也

6. 議事日程

第1 会期の決定について

第2 議事録署名委員の指名について

第3 案件

議案第131号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について

議案第132号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

議案第133号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第134号 非農地証明について

報告第48号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第49号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

7. 出席職員

事務局長 津覇 盛之

係 長 新垣 忍

主 事 新垣 勝之

8. 会議の概要

議長（会長）

これより第33回農業委員会会議（総会）を開会します。  
会期についてであります。本日1日でよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり

議長（会長）

異議なしでありますので、本日23日の1日限りに決定いたします。  
議事録署名人の指名ですが、2番さんと5番さんになっておりますので、よろしくお願  
い  
します。  
それでは案件に入ります。議案第131号から132号、133号、134号まで、一括して事務局よ  
り説明をお願いします。

事務局長

それでは1ページをお願いします。

(議案第131号を議案書をもとに朗読)

補足の説明をいたします。

1番は申請人が、自己所有地を駐車場として利用するために転用するものであります。申請地は、住宅の用もしくは事業の用に供する施設が連たんする区域に隣接する10ヘクタール未満規模の小集団の農地の区域にあり、申請地は縁辺部に位置し、農地の集団性への影響は軽微であり、今後の農業上の公共投資の予定もなく、運用通知第2の1のオの(ア)のb、第2種農地に該当するものと判断され、転用する面積も妥当であり、他に代替する土地もないことから、許可はやむを得ないものと思われます。

続きまして3ページをお願いします。

(議案第132号を議案書をもとに朗読)

補足の説明をいたします。

1番は、借受人が申請地に一般住宅を建築する為に、貸付人より申請地を使用貸借し、転用するものであります。

申請地の周辺は、住宅や公共施設等が存在し、隣接する周辺農地も小集団で耕作放棄され山林原野化し、農業上の公共投資の予定もなく、運用通知第2の1のカの(ア)、その他の農地(第2種農地)に該当するものと判断され、転用する面積も妥当であり、他に代替する土地等もないことから、許可はやむを得ないものと思われます。

2番から4番は、譲受人が申請地に太陽光発電施設を設置するために、譲渡人より申請地の権利を取得し、転用するものであります。

申請地は、上下水道施設が整備された沿道の区域にあり、半径500m以内に公共的施設が2施設あり、また、背後には集団化された農地が広がっているが、申請地は縁辺部に位置し、農地の集団性への影響は軽微であり、今後の農業上の公共投資の予定もなく、運用通知第2の1のエの(ア)のaの(a)、第3種農地に該当するものと判断され、転用する面積も妥当であり、他に代替性もないことから、許可はやむを得ないものと思われます。

続きまして5番は、借受人が申請地を資材置場として利用するために、貸付人より申請地を賃貸借し、転用するものであります。

申請地の周辺は、住宅や公共施設等が存在し、隣接する周辺農地も小集団で耕作放棄され山林原野化し、農業上の公共投資の予定もなく、運用通知第2の1のカの(ア)、その他の農地(第2種農地)に該当するものと判断され、転用する面積も妥当であり、他に代替する土地等もないことから、許可はやむを得ないものと思われます。

6番は、借受人が申請地に太陽光発電施設を設置するために、貸付人より申請地を使用貸借し、転用するものであります。

申請地は、住宅地に接し、周辺は宅地化しており、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えており、運用通知第2の1のエの(ア)のbの(b)、第3種農地に該当するものと判断され、転用する面積も妥当であり、他に代替する土地等もないことから、許可はやむを得ないものと思われます。

7番は、借受人が申請地を資材置場として利用するために、貸付人より申請地を賃貸借し、転用するものであります。

申請地は、住宅の用もしくは事業の用に供する施設が連たんする区域に近接する10ヘク

タール未満規模の小集団の農地の区域にあり、申請地は縁辺部に位置し、農地の集団性への影響は軽微であり、今後の農業上の公共投資の予定もなく、運用通知第2の1のオの（ア）のb、第2種農地に該当するものと判断され、転用する面積も妥当であり、他に代替する土地もないことから、許可はやむを得ないものと思われます。

続きまして9ページをお願いします。

（議案第133号を議案書をもとに朗読）

補足の説明をいたします。

1番は、借受人が新規に農業を経営するために、貸付人より申請地を賃貸借するものであります。

借受人が確保する農業機械等の導入台数3台、農作業従事日数300日、営農計画（作目野菜）等から見て効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は合計で40aで下限面積を超えております。また今回の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって、農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしているものと思われます。

2番は、譲受人が農業経営の規模拡大を図るために、譲渡人より申請地の権利を取得するものです。

譲受人が確保する農業機械等の保有数3台、農作業従事日数280日、営農計画（作目野菜）等から見て効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は合計で29aで下限面積を超えております。また今回の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしているものと思われます。

3番は、譲受人が農業経営の規模拡大を図るために、譲渡人より申請地の権利を取得するものです。

譲受人が確保する農業機械等の保有数2台、農作業従事日数300日、営農計画（作目野菜）等から見て効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は合計で29aで下限面積を超えております。また今回の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしているものと思われます。

続きまして12ページをお願いします。

（議案第134号を議案書をもとに朗読）

補足の説明をいたします。

1番の非農地証明であります。申請地は20年以上前から畑として使用しておらず、現在も原野の状態となっております。今後も農地として使用することは困難であり、農地行政上も特に支障がないことから、現況証明・非農地証明取扱要領（平成23年3月15日農政第2121号改正）第2条第2項ウに該当すると思われ、農地法第2条に規定する農地又は採草放牧地でないことの証明が妥当だと思われ。

2番の非農地証明であります。申請地は平成5年時点から、資材置き場として使用されております。今後も農地として使用することは困難であり、農地行政上も特に支障がないこ

	<p>とから、現況証明・非農地証明取扱要領（平成23年3月15日農政第2121号改正）第2条第2項ウに該当すると思われ、農地法第2条に規定する農地又は採草放牧地でないことの証明が妥当だと思われ。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長（会長）	<p>提案理由の説明が終わりました。休憩をとり、現場調査に向かいたいと思います。休憩いたします。</p> <p style="text-align: center;">（ 現 地 調 査 ）</p>
議長（会長）	<p>再開いたします。</p> <p>議案第131号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について質疑に入ります。ご質問等がありましたらどうぞ。</p> <p>「質問がなければ、進行お願いします」の声あり</p>
議長（会長）	<p>進行の声がありますので、進行いたします。</p> <p>どなたかご意見をお願いします。3番、どうぞ。</p>
3番	<p>議案第131号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてであります。登又●●原、現況、登記簿上も畑となっておりますが、近い将来と言ったらいいのかな、登又で緩和区域の中に入ってもいますし、地権者としては農地よりは駐車場として使いたいそうですので、本員は許可相当としたいと思えます。</p>
議長（会長）	<p>ただいまのご意見に異議ございませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p>
議長（会長）	<p>異議なしでありますので、議案第131号については許可相当といたします。</p> <p>続きまして、議案第132号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について質疑に入ります。ご質問等がありましたらどうぞ。</p> <p>「休憩をお願いします」の声あり</p>
議長（会長）	<p>休憩いたします。</p> <p style="text-align: center;">（ 休 憩 ）</p>
議長（会長）	<p>再開いたします。</p> <p>「進行をお願いします」の声あり</p>

議長（会長）	<p>進行の声がありますので、進行いたします。</p> <p>どなたかご意見をお願いします。8番、どうぞ。</p>
8番	<p>議案第132号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてであります。1番は住宅建築ということで、これは農用外でやむを得ないだろうと。2番、3番、4番については、現地は営農が困難で、太陽光発電という、国の推進事業からすると、やむを得ないような状況ですね。5番、6番、7番についても事務局から説明があったとおり、申請のとおり本員は許可相当としたいと思います。以上です。</p>
議長（会長）	<p>ただいまのご意見に異議ございませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p>
議長（会長）	<p>異議なしでありますので、議案第132号については許可相当といたします。</p> <p>続きまして、議案第133号 農地法第3条の規定による許可申請について質疑に入ります。ご質問等がありましたらどうぞ。</p>
6番	<p>これ1番のAさんは、あの●●のAさんですか。</p>
事務局長	<p>Aさんは亡くなられていますよね。</p>
6番	<p>あの人の土地というのはわかります。だけど、亡くなられた方の名義で。</p>
事務局長	<p>休憩しましょう。</p>
議長（会長）	<p>休憩いたします。</p> <p>（ 休 憩 ）</p>
議長（会長）	<p>再開いたします。</p> <p>2番どうぞ。</p>
2番	<p>よろしいですか。議案第133号 農地法第3条の規定による許可申請についてであります。事務局から詳しく説明もあり、現場調査も行っています。説明のとき、その1番の津覇のAさん、お亡くなりになっているということで、名義人死亡ということで。1番に関しては再度、相続する方々と相談して再度申請していくということで、1番に関しては今回はやむを得ず不許可として、2番、3番はいずれも下限面積も満たされているので、今後も農業をやるということで許可としたいと思います。</p>
議長（会長）	<p>ただいまのご意見に異議ございませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p>

議長（会長）	<p>異議なしでありますので、1番については不許可、2、3番については許可といたします。</p>
	<p>続きまして議案第134号 非農地証明交付申請の承認について質疑に入ります。ご質問等がありましたらどうぞ。</p>
3番	<p>本員は申請人の兄弟に当たりますので一時退席いたします。</p>
	<p>「質問がなければ、進行をお願いします」の声あり</p>
議長（会長）	<p>進行の声がありますので、進行いたします。</p>
	<p>どなたかご意見ををお願いします。10番、どうぞ。</p>
10番	<p>1番、2番とも、もう20年以上前から現在の状態だということで、こちらも20年前の詳しい状況を調査するのも無理かと思えます。疑問点は残りますけれども、なかなか事情がわからないと思えますので、申請どおり1番、2番は承認やむなしかと思えますので、本員は承認したいと思えます。以上です。</p>
議長（会長）	<p>ただいまのご意見に異議ございませんか。</p>
	<p>「異議なし」の声あり</p>
議長（会長）	<p>異議なしでありますので、議案第134号については承認といたします。</p>
	<p>報告第48号、報告第49号について、事務局より報告をお願いします。</p>
	<p>(報告第48号及び報告第49号を朗読する前に以下を説明)</p>
事務局長	<p>報告第48号と報告第49号について説明いたします。</p>
	<p>市街化区域内の農地をあらかじめ農業委員会に届け出て、権利移動と農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第4条第1項及び第5条第1項に規定される許可は不要とされているもので、今回は4条の届出が1件、5条の届出が1件ありました。内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局専決により書類を受理いたしましたので、朗読してご報告いたします。</p>
	<p>14ページをお願いいたします。</p>
	<p>(説明後議案書をもとに朗読)</p>
	<p>以上でご報告を終わります。</p>
議長（会長）	<p>以上をもちまして議案、報告が終了いたしました。</p>
	<p>第33回農業委員会総会を閉会いたします。</p>

閉会 16時15分

中城村農業委員会規則30条第2項の規定によりここに署名する。

中城村農業委員会会長 新垣 秀 則

議事録署名人

2番委員 平安名 常 彦

議事録署名人

5番委員 新垣 勉